

令和8年度日向市インフルエンサー等活用情報発信業務委託 仕様書

1. 適用

本仕様書は、日向市（以下「委託者」という。）が実施する「令和8年度日向市インフルエンサー等活用情報発信業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

2. 業務の目的

本市が推進するシティプロモーションのブランドコンセプト「世界でいちばん、休める街へ」に基づき、都市部在住の20～30代を主なターゲットとし、本市の魅力を多角的に発信する。

また、高い発信力を持つインフルエンサー・クリエイター・タレント等（以下「インフルエンサー等」という。）を活用し、本市への訪問を通じて、表面的な観光情報ではない多様な魅力を「ストーリー」として構築し、継続的に発信することで、本市の認知度向上及び関係人口の創出・拡大を図る。

関係人口とは、移住や観光ではなく、継続的に地域と多様に関わる人々のことを指す。

3. 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月19日まで

4. ターゲットおよび対象地域

20～30代の都市部在住者。特に「休み」「リラックス」を求める層。

5. 受託者の義務

受託者は、本市のブランドコンセプトを深く理解し、誠実かつ適切に業務を遂行しなければならない。また、業務の進行管理及び承認の手順については、特記の定めがある場合を除き、仕様書第13条に基づき行うものとする。

本仕様書は業務の主要事項を示したものであり、記載のない事項であっても、業務遂行上必要と認められるものについて、委託者と受託者が合意した場合は、受託者は責任をもって充足しなければならない。

6. 業務内容

本プロポーザルは、予算の範囲内で、受託者が本市およびブランドコンセプトを最も効果的にプロモーションできる企画・実施手法を広く提案することを目的とする。したがって、下記は最低限の枠組みを示すものであり、各提案者の創意工夫に基づき、実施規模・手法・構成・制作量・運用計画等は提案により最適化することを可能とする。

(1) 企画立案および戦略策定

ブランドコンセプト「世界でいちばん、休める街へ」を具体化する発信テーマの設定を行うこと。また、ターゲットの共感を呼ぶ「体験価値」を定義し、企画趣旨、制作方針、発信設計、検証方針を含む戦略を策定すること。戦略策定は、本市の特性や実情を理解したうえで行うこと。

(2) インフルエンサー等の選定および招聘

本市のコンセプトと親和性の高いインフルエンサー等を1～3名程度選定し、本市への招聘をコーディネートすること。選定人数、招聘日数、実施方法は事業効果を最大化する観点から受託者の提案に委ねる。プロポーザルにおいては、登用可能なインフルエンサー等を具体的に提示した上で提案すること。

選定にあたっては、単なるフォロワー数だけでなく、次の観点を重視すること。

- ・本市ブランドコンセプトとの親和性
- ・表現力（映像美、言語化能力等）
- ・フォロワーとのエンゲージメントの質
- ・法令遵守、公序良俗に反する発信を行っていないこと。

(3) 実施体制の整備

庁内関係部署、市内事業者、インフルエンサー等の役割等を整理した実施体制一覧表及び意思決定・連絡フロー図を作成すること。市内事業者への取材などの連絡調整等は原則受託者が行うが、庁内及び市内の関係者については、必要に応じて市から情報提供等の協力・支援を行う。

(4) 取材・コンテンツ制作

招聘を通じて、本市の地域資源を深掘りし、ストーリー性のある動画や画像などの発信コンテンツを制作すること。コンテンツ量（本数・尺・画像点数等）は事業効果を最大化する観点から受託者の提案に委ねる。

(5) 情報発信およびプロモーション

次の手法のうち、効果的であると考えるものを受託者の提案として実施すること。また、発信については、スケジュール（投稿媒体、公開予定日等）、公式 SNS 連携の実施方針（どの公式アカウントに、どの形で連携するか）を明確にしたうえで実施すること。

- ①インフルエンサー等の SNS アカウントを活用した一次拡散
- ②ターゲット地域を絞った SNS 広告の運用（広告の可否および配信・運用方針は受託者の提案に委ねる。広告は委託料の範囲内で実施する。）
- ③本市公式 SNS 等との相互連携（共同投稿・リポスト・タグ付け等）

また、動画等の発信コンテンツは令和 8 年 12 月までに少なくとも 3 本以上を公開し、契約期間中は公開を継続するものとする。契約期間終了後の公開については、委託者と受注者が協議のうえ、決定する。

(6) データベースの構築

招聘を通して収集した地域の協力事業者などのリソース収集に加え、情報配信事業の実証を通して PR 素材のデータベースを構築すること。

7. 成果物

受託者は、委託者が指定する期日までに次の事項を含む業務実績報告書を提出すること。

- ①業務の実施内容
- ②業務の成果（各指標の分析、波及効果）
- ③実施計画書（実施体制一覧表及び意思決定・連絡フロー図を含む）
- ④発信コンテンツ（動画・画像・記事等）
- ⑤PR 素材のデータベース（ファイル名・素材種別・撮影や取得の概要等）
- ⑥取材・撮影リスト（取材、撮影、リサーチ対象等の一覧表）

8. 目標値の設定

プロポーザルにおいて、以下の項目を含む目標値を提示すること。集計期間は、本市への成果物提出までとする。

- ・総リーチ数およびエンゲージメント率（エンゲージメント率の算定方法（反応数/リ

ーチ数等)を提案書に明記すること。)

- ・本市のブランドコンセプトへの共感度を測る定性分析(コメント内容等の抽出)
- ・その他、設定可能な指標(例:動画再生回数、平均視聴維持率、投稿数、コメント数、SNS 広告によるリーチ数等)

9. 会計処理

受託者は、本業務の実施に関する会計処理について他業務等と明確に区別して行うものとする。

10. 損害賠償

受託者は、その責に帰すべき事由により、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について一切の責任を負うものとし、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者に従うものとする。

11. 個人情報の保護

受託者は、本業務の実施に伴って取り扱う個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び「日向市個人情報保護法施行条例」を遵守するとともに、委託者の定める「日向市情報セキュリティポリシー」及び「日向市情報セキュリティ遵守特記事項書」の規定に従い、適正に取り扱わなければならない。

12. 成果物の権利等

- (1) 本事業による成果物の所有権および著作権は、原則、受託者に帰属する。なお、委託者がPR等を目的にインターネットや広報物等へ使用できるよう、インフルエンサー等1人につき、画像2点以上を提供すること。
- (2) 本事業の実施による成果物は映像・画像・音楽等の著作権・肖像権等の処理を済ませた上で納品すること。権利関係の処理に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任と負担において対応し、市は責任を負わない。
- (3) 受託者は、インフルエンサー等および取材・撮影対象となる第三者(地域住民、市内事業者等)の肖像権に関して、事前に適切な承諾を得た上で撮影・発信を行うこと。肖像権に関するトラブルが発生した場合は、受託者の責任において速やかに対応し、市に報告するものとする。市はこれに関して責任を負わない。
- (4) 成果物の利用(再利用、再編集、その他の二次利用を含む)については、原則として市は行わないものとする。ただし、市が運営するSNSにおける投稿・再投稿は可能とし、受託者は前二項の権利処理において、市のSNSにおける利用についてもあらかじめ

必要な許諾を得ておくものとする。

1 3. 進行管理・承認等

受託者は、以下の事項について市へ事前に提出し承認を得ることとする。

- ① 発信テーマ・企画骨子（撮影計画を含む）
- ② 実施スケジュール（インフルエンサー選定からコンテンツ発信・集計までの流れ）
- ③ インフルエンサー等の選定候補（氏名、活動実績、表現方針、契約概要の要点等）
- ④ 公式 SNS 連携の投稿案（キャプション、画像、動画、公開予定日等）
- ⑤ 成果物の最終版（動画/画像/記事のテキストを含む）

1 4. 完了・検査

受託者は、本業務完了と同時に完了届、納品書類とともに成果品を納入し、委託者の検査を受けるものとする。

委託者から加除・訂正等の指示を受けた場合は、受託者の負担において速やかにその指示に従い、再度検査を受け、これに合格することにより本業務を完了したものとする。

1 5. 留意事項

- ①受託者は、関係法令を遵守すること。本業務に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- ②インフルエンサー等の本市滞在中に事故・トラブル等が発生した場合は速やかに市へ報告し、協議のうえ対応すること
- ③本業務の一部を第三者に再委託する場合、事前に市の承諾を得ること。なお、再委託をした場合であっても、本業務の最終的な責任は受託者が負うものとする。
- ④本仕様書に記載の事項について、その目的及び効果に関して優れた代替方法等を発案したときは、その発案に基づき、委託者と受託者により協議の上、仕様を変更することができる。
- ⑤本仕様書に明示していない事項又は作業過程において疑義が生じた場合、委託者及び受託者の協議によりこれを解決すること。
- ⑥電子媒体によりデータを納品する場合は、ウイルス対策ソフト等により検査を行い、ウイルス感染がないことを確認のうえで納品すること。

担当部署（問い合わせ先）

〒883－8555 宮崎県日向市本町 10 番 5 号

日向市経済戦略部ふるさとプロモーション課（担当：山下）

TEL：0982-66-1026 Mail：f_promotion@hyugacity.jp